

農地売買の8割超が合理化事業を活用

あさぎり町農業委員会

毎年度100ヘクタール以上の売買を仲介している熊本県農業公社。農業委員会との連携はもとより、人と人との信頼関係を機軸に事業展開を図る。その実体を、球磨盆地のあさぎり町に取材した。

施設園芸が盛んで規模拡大が進む

平成15年4月、1町4村（免田町、上村、岡原村、深田村、須恵村）が合併して誕生した「あさぎり町」は熊本県南部、球磨盆地の中央に位置し、人口は1万7,300人。町内を日本三大急流のひとつ球磨川が流れる。面積は約1万6,000ヘクタール、うち3,050ヘクタール（約20%）が農地。2005年統計による販売農家数は1,127戸で、うち専業農家は355戸。平成20年3月現在、3ヘクタール以上の耕作面積をもつ農家は343戸で、専業のほとんどは3ヘクタール以上、5ヘクタール以上も141戸と経営規模の拡大が進んでいる。



県農業公社の高木辰三業務課長と鶴田和典あさぎり町農業委員会会長、同事務局の免田英郎さん（左から）

農地の80%以上は水田。水田の基盤整備はほぼ完了している。転作は約42%。水稻、麦・大豆、牧草・飼料用作物、葉たばこ・い草の工芸作物、プリンスメロンを中心とした施設園芸などが盛んで、農業粗生産額は約78億円である。

10ヘクタール規模のトップ経営者が農業委員

あさぎり町の農地行政を担う農業委員は、現在26名（公選20、議会3＝すべて女性、JA・共済・土地改良各1名）。合併前の1町4村のときは農業委員64名、事務局職員も11名だったが、現在は局長と2局員の3名。合併に伴い、共に大幅減員となった。

農業委員の平均年齢は57歳、一番若い委員は38歳と若返りは進んでいる。各々地域のリーダーで、10ヘクタール規模のトップ経営者がそろっているという。

この26名の委員が、遊休農地の解消対策などにあたる農地班13名と、後継者育成などの担い手班13名とに分かれて、任務に当たっている。農地保有合理化事業を含む農地流動化の推進は、合併町村を区域とする地域担当制を敷き全員で担当。この農業委員会の陣頭指揮にあたるのが鶴田和典会長（73歳）だ。「農業委員は集落の役どころも多いし、自分の経営が忙しいので、定例の委員会や研修会などへの出席は遅れがちだが、欠席者はでない。全員が一丸となって責任を果たしています」と話す。

町内の認定農業者数は377経営体（20年3月）と、基本構想の目標はおおむね達成されている。認定農業者のほとんどは個別経営で、法人経営は7法人（畜産3、土地利用型2、花卉1、野菜1）。水田・畑作経営所得安定対策への加入は、4ヘクタール超の農家

が個別に加入し、それ以外の農家は、集落毎に28組織が新たに組織化され加入している。
あさぎり町の利用権設定は、年550～600件という。平成19年の利用権設定面積（賃借）は約72ヘクタール、20年3月末のストックは1,400ヘクタール、流動化率は40%を超え、県内でも最高水準に達している。この利用権設定が、借り手の経営農地に団地化（面的集積）されていることが特徴という。

奨励金交付で利用権設定が促進

この面的集積を促進したのが、旧上村の事業を取り入れ、平成15年からスタートした「あさぎり町自立経営農家育成対策事業実施要項」（町単）に基づく利用権設定への助成金交付事業。農業委員会等による利用調整を通じて、5年以上の利用権の設定等をし、かつ借り手の経営農地が80アールを超える団地が形成された場合、貸し手・借り手双方に田1万円、畑5,000円が交付される。

「奨励金の交付により利用権設定は定着したが、最近では、貸し手に高齢化等の理由から10年以上という希望が多い。逆に借り手側は3～5年を希望している。米価など農産物価格の低迷というのが主な理由。農業委員会でも標準小作料を4,000円下げ、2万4,000円に見直し、担い手の経営を支援する予定にしているが、長期は敬遠され気味だ」（鶴田会長）と、長期賃貸借をねらいとした支援施策と担い手の意向とにギャップがあるようだ。

あさぎり町の農地推移（所有権移転）と合理化事業

（単位：㎡）

年度	農地法第3条		基盤強化法		合計		うち合理化事業			
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	%	面積	%
15	29	50,550	31	115,313	60	165,863	30	96.8	112,313	97.4
16	35	67,016	31	102,107	66	169,123	24	77.4	74,063	72.5
17	27	31,265	37	144,872	64	176,137	30	81.1	105,756	73
18	16	26,490	39	119,876	55	146,366	35	89.7	89,842	74.9
19	30	32,679	47	155,374	77	188,053	42	89.4	145,975	94
計	137	208,000	185	637,542	322	845,542	161	87	527,949	82.8

注：％は、基盤強化法に占める割合

県公社の介入率が高い訳

直近5年間の「あさぎり町の農地移動（所有権移転）と合理化事業」を表に示した。60～70件、平均約17ヘクタールが売買されている。とりわけ農地保有合理化事業の介入率が高い。基盤強化法の利用集積計画で、熊本県公社が介入する件数・面積ともに80%を超えている。表にはないが、熊本県公社の全体実績に占める割合（5年間平均）も、件数で12.5%、面積で10%を、あさぎり町が占めている。

このように合理化事業の活用率が高い市町村は、北海道を除き、全国的にも希少な例であることについて、あさぎり町を担当する県公社の高木辰三業務課長は「鶴田会長あつての成果だと思います。会長として担い手育成を主眼に農地流動化を推進してきました。合理化事業制度はもちろん、事務的な面まで熟知され、合理化事業を活用してくれる」と話す。

農業委員会の免田さんは「会長は、旧上村塚脇地区で、米・麦・大豆約12ヘクタールを一人で経営する篤農家で、認定農業者。農家は、売買賃借についての意向をまず会長に持っていき、80%が会長の個人窓口となっています。村会議員やJA理事という経験もあり、信用が積み上げた結果だと思います」と語っていた。

最後に鶴田会長に農地流動化の極意を伺った。

「自分のモットーは、出し手農家が損をしないように、よく話を聞き、方法を教えてあげることなんです。受け手は誰がいいかだいたいの目星は付けられる。受け手候補者は、隣地とか水系とかも必要ですが、経営状況がよくなければ勧められませんね。農業委員会にとって県公社は頼りになる組織で、かつ事務的な助っ人ですね」と笑顔で語る。これぞまさに「農地のコーディネーター」と感じ入った。

農地売買の8割超が合理化事業を活用
(あさぎり町農業委員会)

(農農地ふぁーむらんど No45 平成20年7月号掲載)